

JAS
0524

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

ジャム類

Jams

1988 年 4 月 20 日 制定

2024 年 8 月 19 日 改正

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	2
5 試験方法	4

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、日本ジャム工業組合から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0524 : 2019**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ジャム類

Jams

1 適用範囲

この規格は、ジャム及びマーマレードの品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

果実等

果実、野菜又は花卉

3.2

ジャム類

次に掲げるもの

- a) 果実等を砂糖類、糖アルコール又は蜂蜜とともにゼリー化するようになるまで加熱したもの
b) a)に酒類、かんきつ類の果汁、ゲル化剤、酸味料、香料等を加えたもの

3.3

マーマレード

ジャム類のうち、かんきつ類の果実を原料としたもので、かんきつ類の果皮が認められるもの

3.4

ゼリー

ジャム類のうち、果実等の搾汁を原料としたもの

3.5

ジャム

ジャム類のうち、マーマレード及びゼリー以外のもの

3.6

プレザーブスタイル

ジャムのうち、ベリー類（いちごを除く。）の果実を原料とするものにあつては全形の果実、いちごの果実を原料とするものにあつては全形又は2つ割りの果実、ベリー類以外の果実等を原料とするものにあつては5 mm以上の厚さの果肉等の片を原料とし、その原形を保持するようにしたもの

3.7

果実等含有率

原料として使用した果実等（マーマレードにおいて、使用した果皮の果実全体に対する割合が通常の果実が有する果皮の割合を超える場合にあっては、その超える部分に相当する果皮を除く。）及びその搾汁の重量の製品の重量に対する割合

4 品質

ジャム及びマーマレードの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表 1ージャム及びマーマレードの等級ごとの品質基準

区分	基準	
	特級	標準
内容物の品位	次による。 a) 香味及び色沢が優良であること。 b) ゼリー化の程度が適当で、病虫害痕及びへたその他のきょう雑物がないものであること。 c) プレザーブスタイルにあつては、果実、果肉等の形及び量が適当で、果実、果肉等の大きさがそろっていること。 d) マーマレードにあつては、果皮の分布が均一であること。	次による。 a) 香味及び色沢が良好であること。 b) ゼリー化の程度がおおむね適当で、病虫害痕及びへたその他のきょう雑物がほとんどないものであること。 c) プレザーブスタイルにあつては、果実、果肉等の形及び量がおおむね適当で、果実、果肉等の大きさがおおむねそろっていること。 d) マーマレードにあつては、果皮の分布がおおむね均一であること。
可溶性固形分	箇条 5 によって試験したとき、40 %以上であること。	
果実等含有率	次による。 a) ジャムにあつては、45 %以上であること。 b) マーマレードにあつては、30 %以上であること。	次による。 a) ジャムにあつては、33 %以上であること。 b) マーマレードにあつては、20 %以上であること。
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) 果実等 b) 砂糖類 c) 糖アルコール d) 蜂蜜 e) 酒類 f) かんきつ類の果汁（含有率が4 %以下である場合に限る。）	
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a) の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。 - インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 - 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 - 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 - 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法	
内容量	表示重量に適合していること。	
容器又は包装の状態	次による。 a) 瓶詰及び缶詰のものにあつては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、外観が良好であること。 b) 缶詰のものにあつては、内面塗装缶を使用していること。 c) 瓶詰及び缶詰以外のものにあつては、防湿性及び十分な強度を有する資材を用いて密封されていること。	

5 試験方法

可溶性固形分は、20 °Cにおける糖用屈折計の示度を読み取り、その値をパーセントで表したものとする。

制定等の履歴

全部改正 昭和63年4月20日農林水産省告示第 524号
改 正 昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改 正 平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改 正 平成6年3月1日農林水産省告示第 435号
改 正 平成6年12月7日農林水産省告示第1636号
改 正 平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改 正 平成8年4月4日農林水産省告示第 421号
改 正 平成8年4月4日農林水産省告示第 424号
改 正 平成9年2月17日農林水産省告示第 248号
改 正 平成10年7月22日農林水産省告示第1074号
改 正 平成11年6月21日農林水産省告示第 840号
改 正 平成16年3月15日農林水産省告示第 583号
改 正 平成20年7月17日農林水産省告示第1128号
改 正 平成25年12月24日農林水産省告示第3111号
改 正 平成27年5月28日農林水産省告示第1387号
改 正 平成30年3月29日農林水産省告示第 683号
確 認 平成30年12月7日農林水産省告示第2659号
改 正 令和元年10月18日農林水産省告示第1200号
最終改正 令和6年8月19日農林水産省告示第1591号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年8月19日農林水産省告示第 1591 号
令和6年9月18日から施行する。